

## 令和3年度 林業経営「創意工夫」表彰行事実施要綱

### 1. 趣旨

林業経営の現場における技術的な発明や資材の有効活用のほか、女性の活躍その他経営の改善に役立つ創意工夫事案を発掘し顕彰するとともに、その成果を幅広く普及する。

### 2. 主催

公益社団法人 大日本山林会

### 3. 参加の資格（表彰の対象者）

上記1の趣旨に規定する創意工夫事案を考案した者。

### 4. 参加の方法

参加者は、所定の参加申込書を大日本山林会に提出するものとする。

### 5. 審査

外部有識者からなる審査委員会を大日本山林会内に設置し、別に定める審査要領に基づき、審査（書類・現地審査）を行う。

### 6. 表彰

- (1) 審査の結果、優秀と認めるものを表彰する。
- (2) 表彰は、優秀賞および奨励賞とし、賞状および副賞を授与する。

### 7. 情報の公開

大日本山林会は、機関誌『山林』等を通じ、この表彰行事に関する情報を幅広く公開する。

### 8. 事案の発掘

大日本山林会は、全国各地で幅広く対象となる事案の発掘に努めるものとする。

### 9. その他

本要綱に定めるほか、本行事の実施に当たって必要な事項について、会長が別に定めることができる。

**令和3年度  
林業経営「創意工夫」表彰行事実施要領**

林業経営「創意工夫」表彰行事の実施について、その細部事項を以下のとおり定める。

1. 参加の資格（表彰の対象者）（要綱第3）

本行事への参加資格は、個人のほか、複数の者により構成されるグループ等も対象とする。

2. 参加の方法（要綱第4）

（1）本表彰行事は、

- ① 創意工夫案件を考案した本人から申請のあった案件
- ② 本人以外の者から推薦のあった案件

を対象に行う。

（2）申請者（本人又は推薦者）は、別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、大日本山林会に提出する。

3. 審査（要綱第5）

審査委員会は、別に定める審査要領に基づき審査を行う。

4. 実施スケジュール

令和3年度は、おおむね以下のスケジュールにより実施する。

令和3年9月1日　：募集の公告

令和4年1月31日：参加申し込みの締め切り

2月～3月：審査

5月中下旬：表彰（定時総会）